

POSAカード(プリペイド型電子マネーカード)の購入は、詐欺的商法の支払いかもしれません

コンビニエンスストアやドラッグストアなどで販売されている POSA カード(レジでお金を払うと有効になる電子マネーカード)は、クレジットカードのように利用者を守る制度がなく詐欺的な商法の支払い方法として悪用されるケースがあります。

<事例1>

パソコンの画面に突然「ウイルスに感染した」と画面と警告音が出た。あわてて書いてある問い合わせ窓口に電話したら遠隔操作でパソコン内を見てもらった。サポート料や対策ソフト料が必要だ。

▶ウイルス感染をうたう偽警告なので、相手にする必要はありません。

詳しい事例はこちら→<https://www.seikatsu.city.nagoya.jp/soudan/article/187>

<事例2>

「当選金がある」とメールが届いたので手続きしているが、お金ばかりかかり手続きが進まない。

▶成りすました相手(サクラ)から「報酬受取口座開設費」「文字化け解消費用」「個人情報交換費用」などを請求されるサクラサイトの手口です。他に、「副業できる」「会いたい」などと誘われるケースもあります。

詳しい事例はこちら→<https://www.seikatsu.city.nagoya.jp/soudan/article/192>

POSA カードで支払うと、返金を求めることが困難な場合が多いのが現状です。購入を検討している高齢者を見かけたら、「何にお使いですか？」などと相手を否定しないように声をかけ、困っている様子があれば消費生活センターへの相談をお勧めください。コンビニ等販売店でお使いいただけるお声かけ用のシート（中国語、ベトナム語、ネパール語にも対応）もあります。お気軽にお問合せください。（啓発担当：052-222-9679）

早めに気づくことが被害を最小限にとどめる第一歩です。当事者からご相談いただくことが基本ですが、ご家族や高齢者を見守る方からのお問い合わせにも応じています。

◆この記事についてのお問い合わせ◆

名古屋市消費生活センター（啓発担当）Tel.052-222-9679

◆個別のご相談は◆

名古屋市消費生活センター Tel.052-222-9671 月～土曜日(祝休日・年末年始を除く)9:00～16:15

消費者ホットライン 局番なしの188(いやや!) 年末年始を除く毎日 お近くの窓口につながります